

住 民 税

本試験問題

〔第一問〕問2

- 問2 個人住民税における金融所得課税に関する次の(1)～(3)について、簡潔に述べなさい。
- (1) 特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る課税方式の意義及び概要
- (2) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度の意義及び概要
- (3) (1)及び(2)に係る令和4年度税制改正の概要

〔第二問〕(1)①②

【資料】

- (1) 甲（昭和32年11月3日生）の所得等の状況
- ① 給与所得に係る収入金額
- | | |
|-------------------|-------------|
| ・A社から支払を受けた給与収入金額 | 25,400,000円 |
| ・B社から支払を受けた給与収入金額 | 1,060,000円 |
- ② 退職所得に係る収入金額等の明細
- ・甲の勤務状況（A社）
- 平成2年6月25日 A社に就職
令和3年2月28日 A社を退職
- ・A社から支給を受けた一般退職手当の収入金額
（令和3年3月10日支給） 32,500,000円
- ・甲の勤務状況（B社）
- 平成29年7月30日 B社に就職
令和3年7月30日 B社を退職
- ・B社から支給を受けた一般退職手当の収入金額
（令和3年8月10日支給） 5,000,000円

〔第二問〕(1)④

- ④ 支払生命保険料
- | | |
|------------------------|---------|
| ・個人年金保険料（平成25年6月7日締結） | 52,000円 |
| ・一般生命保険料（平成20年2月8日締結） | 45,000円 |
| ・介護医療保険料（平成27年4月29日締結） | 15,000円 |

〔第二問〕(1)⑤

- ⑤ 前年分の所得税における住宅借入金等特別税額控除可能額
- | | |
|--------------------|-------------|
| | 6,186,900円 |
| ・前年分の所得税に係る課税総所得金額 | 22,306,000円 |
| ・前年分の所得税額（税額控除前） | 6,126,400円 |
- （注）平成27年3月5日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別税額控除の適用を受けている。なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等は、全て8%の税率により課されるべき消費税額等であった。

〔第二問〕(2)②

- ② 譲渡所得等に係る収入金額等の明細

（単位：円）

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
土地	平成9年3月9日	令和3年7月6日	48,300,000	26,000,000	300,000	個人
家屋	平成9年3月15日	令和3年7月6日	37,000,000	17,500,000	220,000	個人
絵画	平成27年11月11日	令和3年2月3日	5,330,000	1,390,000	180,000	個人

- （注1）甲の妻の確定申告書において、家屋及び土地の譲渡は、居住用の家屋及び土地の譲渡であることが証明されており、当該確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法35」と記載されている。

- （注2）全ての譲渡については、源泉徴収選択口座内で保管されており、その取得費については、甲の妻によって証明されている。

〔第一問〕(5)②

- ② 株式に係る配当所得に係る収入金額

（単位：円）

区分	決算	決算月	収入年月日	譲渡年月日	収入金額
a株式（上場）	年1回	3月	令和3年9月2日	令和3年8月5日	148,000
b株式（非上場）	年1回	3月	令和3年11月29日	令和3年10月21日	226,000

- （注1）a株式の配当については、源泉徴収選択口座内で保管され、分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

- （注2）b株式の配当については、源泉徴収され、所得税の確定申告書において申告されていない。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において総合課税により申告されているものとする。

- （注3）b株式に係る収入は、剰余金の配当である。

TAC予想問題

●実力完成答練 第1回〔第一問〕問1

- 問1 上場株式の配当に係る配当所得がある場合における個人住民税の課税関係（配当控除及び配当割額控除を含む。）について述べなさい。
- なお、指定都市に住所を有する場合及び配当割制度について述べる必要はない。

●全国公開模試〔第二問〕

- (3) 甲の長男（平成3年4月25日生）（甲の長男の妻と生計を一にし、同居と常況としている。）の所得等の状況
- ① 給与所得に係る収入金額
- | | |
|-------------------|------------|
| ・C社から支払を受けた給与収入金額 | 2,400,000円 |
|-------------------|------------|
- ② 退職所得に係る収入金額
- | | |
|--------------------|------------|
| ・C社から受けた退職手当等の収入金額 | 5,186,800円 |
|--------------------|------------|
- ・甲の長男の勤務状況
- 平成25年4月5日 C社に就職、使用人として勤務
平成28年6月1日 海外留学のため休職
平成30年5月31日 C社へ復職
令和3年4月30日 C社を退職
- 長男は、C社に「退職所得申告書」を提出している。

●実力完成答練 第4回〔第二問〕

- ④ 支払生命保険料
- | | |
|------------------------|----------|
| ・一般生命保険料（平成28年8月25日締結） | 48,000円 |
| ・介護医療保険料（令和3年9月3日締結） | 10,000円 |
| ・個人年金保険料（平成29年6月5日締結） | 108,000円 |

●直前予想答練〔第二問〕

- ⑤ 前年分の所得税における住宅借入金等特別控除可能額
- | | |
|--------------------|------------|
| | 250,000円 |
| ・前年分の所得税に係る課税総所得金額 | 1,070,000円 |
| ・前年分の所得税額（税額控除前） | 57,250円 |
- （注1）令和2年10月10日から居住の用に供しており、前年の所得税において住宅借入金等特別控除の適用を受けている。
- （注2）なお、住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等は、すべて10%の税率により課されるべき消費税額等であった。

●直前対策補助問題 第1回

- ① 譲渡所得に係る収入金額等の明細

（単位：円）

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
骨董品	R 2. 2. 27	R 3. 10. 27	1,460,000	810,000	40,000	個人
n土地	H10. 1. 3	R 3. 10. 8	58,200,000	31,000,000	450,000	国
o土地	H 7. 11. 15	R 3. 5. 3	54,300,000	12,000,000	320,000	個人
家 屋	H 7. 11. 15	R 3. 5. 3	20,000,000	5,900,000	200,000	個人

- （注1）友人から令和2年に810,000円で譲り受けた骨董品（譲受時の時価3,000,000円）であり、友人は、この骨董品を平成10年2月に1,100,000円で取得している。

- （注2）甲の父の確定申告書において、n土地の譲渡は国が買い取ったことが証明されている。

- （注3）甲の父の確定申告書において、o土地及び家屋の譲渡は、居住用の家屋及び敷地の譲渡であることが証明されており、また、措法第31の3、措法第35と記載されている。

●直前対策補助問題 第1回

- ② 株式等に係る配当所得に係る収入金額の明細

（単位：円）

区分	決 算	決算月	収入年月日	株主総会決議年月日	収入金額
b株式（上場）	年1回	3月	R 3. 6. 30	R 3. 5. 16	80,000

- （注1）b株式の配当について、所得税の確定申告書に記載されている。

- （注2）b株式は、a源泉徴収選択口座内で保管され、この配当は分離課税により申告されている。

- なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

〔第二問〕(5)③

③ 譲渡所得に係る収入金額等の明細

(単位：円)

区分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
c 株式(上場)	平成30年12月10日	令和3年9月14日	17,900,000	18,000,000	75,000	証券会社
d 株式(上場)	平成30年12月10日	令和3年9月14日	1,960,000	1,071,000	50,000	証券会社

(注) 全ての株式の譲渡については源泉徴収選択口座内で取引され、所得税の確定申告書に記載されており、分離課税により申告されている。なお、個人住民税の申告書により、個人住民税において異なる課税方式を選択しているものではない。

〔第二問〕(5)⑥

⑥ 令和3年中に支出した寄附金の金額

- ・ Z 県 P 市に対して寄附した金額 35,000円
- ・ X 県 Q 者社株式町に所在する日本赤十字社の支部に
対して寄附した金額 13,000円

(注) 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、P 市の領収書及び Q 町に所在する日本赤十字社の領収書が添付されている。なお、P 市及び Q 町は地方税法第37条の2第2項及び第314条の7第2項に基づき総務大臣が指定する団体である。

〔第二問〕(6)

(6) 甲の弟の子(平成13年1月16日生)(甲の弟と生計を一にし、同居を常況としている。)の所得等の状況

- ① 給与所得に係る収入金額の明細
 - ・ E 社から支払を受けた給与収入金額 1,020,000円
- ② 国立大学の学生である。
- ③ 甲の弟の確定申告書において甲の弟の扶養親族とされている。

〔第二問〕(7)①②

(7) 甲の父(昭和12年3月3日生)の所得等の状況

- ① 老齢厚生年金の収入金額 3,487,000円
- ② 山林(平成16年取得)の譲渡に係る収入金額等の明細
 - ・ 譲渡に係る収入 26,280,000円
 - ・ 譲渡に要した伐採費、運搬費、仲介手数料その他租税特別措置法施行規則第12条に掲げる費用の合計 12,910,000円

(注) 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「租特法30」と記載されている。

●全国公開模試〔第二問〕

④ 株式等の譲渡所得に係る収入金額

(単位：円)

区 分	取得年月日	譲渡年月日	収入金額	取得費	譲渡費用	譲渡先
j 株式(上場)	H30.12.20	令3.3.14	36,000	824,000	3,000	証券会社
k 株式(上場)	令3.4.7	令3.8.18	2,640,000	1,820,000	10,000	証券会社
l 株式(上場)	令2.6.20	令3.10.20	1,280,000	1,650,000	5,000	証券会社

(注) H 源泉徴収選択口座内で取引され、所得税の確定申告書に記載されている。

なお、個人住民税の申告書の提出により、個人住民税において異なる課税方式を選択するものではない。

●直前対策補助問題 第3回

(7) 支払寄附金額

- ・ U 県に対して寄附した金額 30,000円
 - ・ Z 市に所在する日本赤十字社に対して寄附した金額 10,000円
- 寄附先と寄附金額については、所得税の確定申告書に記載されており、U 県の領収書及び Z 市に所在する日本赤十字社の支部の領収書が添付されている。

なお、U 県に対する寄附金は、特例控除対象寄附金に該当するものである。

●直前対策補助問題 第1回

(5) 甲の長女(平成11年10月10日生)(甲と生計を一にし、同居を常況としている。)

- ② 給与所得に係る収入金額の明細
 - ・ m 社から支払を受けた給与収入金額 1,010,000円
- ③ 国立大学の学生である。
- ④ 甲の確定申告書において、甲の扶養親族とされている。

●直前予想答練〔第二問〕

- ③ 老齢厚生年金の収入金額 3,850,000円
- ④ 山林(平成15年取得)の譲渡に係る収入金額等の明細

- ・ 譲渡に係る収入 7,115,500円
- ・ 山林の譲渡に要した伐採費、迎搬費その他租税特別措置法施行規則第12条に掲げる費用の合計 894,000円

(注) 甲の父の確定申告書の「特例適用条文」の欄には、「措法30」と記載されている。